

合 議 局 號 及 受 送								主 管 局 號 及 付 日	
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	月 月	日 日

朝鮮農商局長宛  
 電照係旅行外食券制度ハ七月五日  
 ヲリ実施ス。外地ヨリ旅行者ニ對シテ最初ノ  
 到着地所轄地方官ノ發行ニ證明書ハ  
 函答及傳達連絡船ニ在テ船長又ハ事務長カ  
 長  
 局長  
 局長  
 局長

昭和二〇年 月 日  
 主任  
 長依事務官

223  
 管植カ其号  
 案起

規格-115

研-0655





電報譯文

朝鮮農商局長

管理局長宛

灌殖第一ノ條ニテ旅行者外食券制度實施ノ旨通知アリ

タル如其後延期セラレタルハルガ延期期日折返返電在リ

尚要項ニ依ルハ外地ヨリノ旅行者ニ到着地所轄地方長官ニ於

大日本帝國政府

テ旅行證明書ヲ交付シ右旅行証明ニヨリ外食券ヲ交付ス

トアルガ旅行者ハ何処ニ出張シ右證明書ヲ受クハキクノ十

リヤ右ニ関シ交付手續詳細通知在リ

(折上り規定規格時「八二×二五」規格)

第 207 号  
伊勢新聞



1200

伊勢新聞  
分  
一  
者校

カンシヨクカ イーセコ ウニテリヨコウシヤカ イシヨクケンセ  
イト シ ツシノムネ三ツオタルトコロソノヲ エンギセラレタル  
ヲモムキナルカ シ ツシキヤ ツ本オマホヨウコウニヨレハ  
ガ イチヨリノリヨコウシヤニサイシヨノ六トユチシヨカツニチノ

伊勢新聞

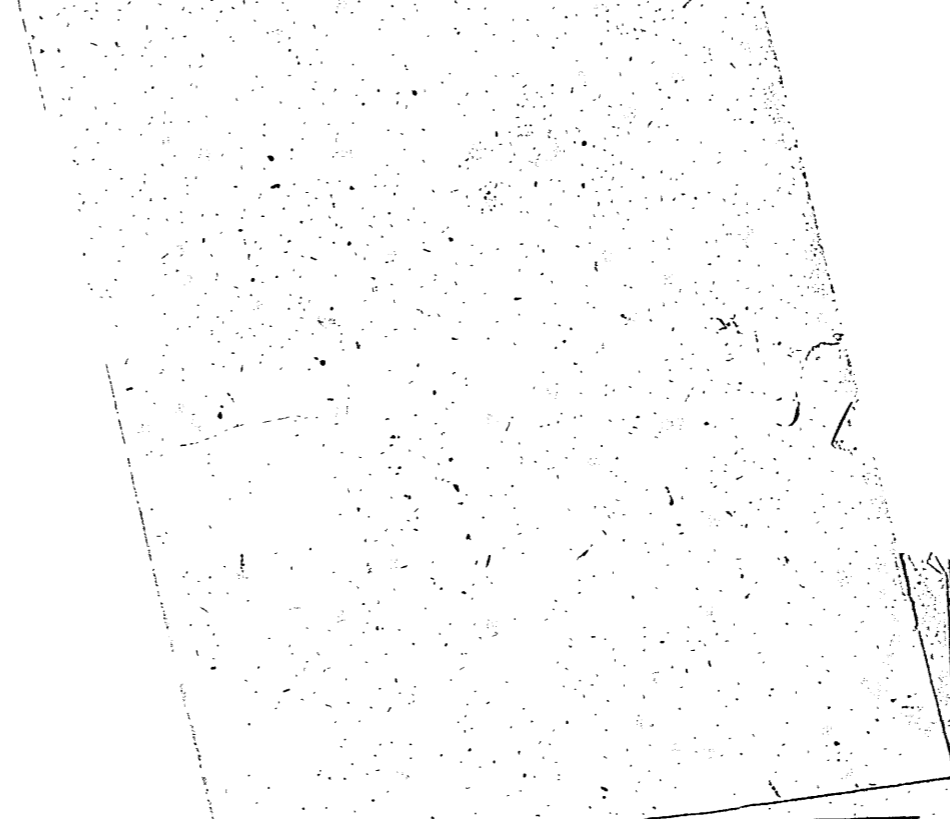
三二四一 コウシ マチ  
イリ 二三五 ケイセ ウ  
トウキヨウトコウシ マチク  
ナムセウカンリギヨクテマ

20.7.13

京城

研-0655

0112



年	時	分	着信先	着信先	備考
					五〇九
					二 ニオイテリヨコウ リカ イシヨクケン シツトウシミヤ 一コアメトウセウ ニシエナヲフ コウフシミヤ リヨコウ シヤハド コニ ウクベ ギモノナ リヤミヤ ニカンシ ソウチコフ 四チア

研-0655





第	第
號	號
送	送
受	受
月	月
月	月
日	日
日	日

此級及通教修

本

42

1  
1  
1

研-0655

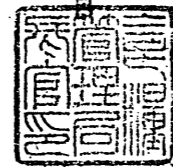
0115



二〇食糧第一四三二號

昭和二十年七月十二日

食糧管理局長官



内務省管理局長 殿

旅行者外食券制度ノ實施時期ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ七月二十一日ヨリ實施スルコト相成別紙寫ノ通  
各地方長官宛通牒致置候條御諒知ノ上關係方面ニ可悉御示達相成  
度此段通知券々及依續候也

日本標準規格 B5

食糧管理局

研-0655

0:16



二〇食糧第一四三二號

昭和二十年七月廿二日

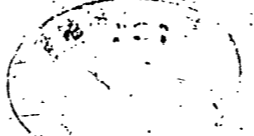
食糧管理局長官

段

旅行者外食券制度ノ實施時期ニ關スル件

前題ノ件ニ關シテハ仰刷上ノ都合等ノ結果其ノ實施ヲ延期致層候處  
七月二十一日ヨリ實施スルコトトシ成候條御諒知ノ上之方實施ニ致  
候事等ヲ御セラレ座此段及通牒候也

通商七月分各種外食券裏面注意書中ノ三ハ一三本券ハ昭和二十年  
八月末日迄ハ旅行者特別外食券ハ十二月末日迄ハ有效ナリ  
植ニ付御諒知ノ上可然周知徹底方御注意相候座御諒候







一應従因

殖産課長 木房

管理局長

事務官

監事官

電報訳文 (二〇四六)

朝鮮農商局長

管理局長 殿

三月二十九日附管殖九電照ノ件ニ

糧穀買上不能分ニ付テハ、鮮也需要高ノ節減、早場

若ノ買上強化等ニヨリ、早ウシテ調整シ得ル見込ナルモ

戦局推移ニ伴ヒ、酒精原料、主要都市ノ非常備蓄、鮮

内部隊等現下ノ情勢上、真ニ止ムラ得キル需要増エ、

加フルニ、本年産表ノ減少状況、其ノ後懸念スルヤ、情勢懐

大日本帝國政府

厚トナリ、食糧需給ノ見通ハ相当困難ナル実情ニアリ、以テ

大倉ノ言フ、追テ之カ詳細別途送付セシニ付、知アリ、

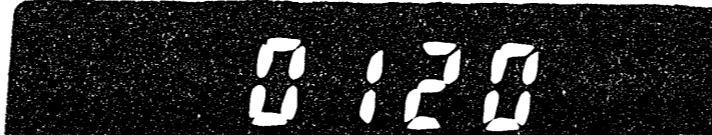
尚一〇日現在ノ買上実績

米 九四七〇千石 計画ニ對シ八九・八%

雜穀 二五三・八千石 計画ニ對シ一〇・六%

本件詳細文書別層、上食糧及理局ニ送付致ス下、此處

(昭和三十四年三月二十九日)



2837

ニ九八 アオイキヤ  
イヅク四一ニ テウセンソウクフ  
ナイムセウ  
カンリキヨクテウ

ニカ  
四サアタニ九カシヨク  
フノウフ ニツキテハセンナイシ ユヨウタカソセツゲ  
ハヤバ マイノカイアケ キヨウカトウニヨリノウジ テチヨウ  
セイシヨルミヨミナルキセシキヨクノスイニトモナイシユセイゲ

ンレウノシユウトシノヒゼ ウビ チクセシナイナ タイヨウト  
ウゲ ンガノシ ヨウニイシ ヨウシンニヤムヨエザ ルジ  
ユヨウマシモアリクワフルニホンネンサンムギ ノエツチウシヨ  
ウキヨウハソノケケンスベ キシ ヨウセイノウコウトナリシ  
ヨクレウジ ユキウノミキホシハソウトウコンナンナルシ ツゼウ  
ニアルオモツテオフトクミコフカ ツテコレガ シヨウサイベツ



研-0655

0121



月送受及號局議合									日月付受及號局管主	
第	第	第	第	第	第	第	第	第	管種第	
號	號	號	號	號	號	號	號	號	九	
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	號	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	案起	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	昭	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	和	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	二	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	十	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	年	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	三	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	二	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	十	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	六	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
<p>局長 殖産課長 技師 技師 技師</p> <p>電報系(規展) 管理局長</p> <p>朝鮮農商局長宛</p> <p>昭和十九年産糧穀買上成績官民一致ノ努力ニ</p> <p>格ニシテ</p> <p>格ニシテ 諸種ノ事情ニ依リ米雜穀其相当ノ買上事情</p>									主任	
<p>昭和二十一年三月二十六日</p>									主任	

規格 B5

研-0655

0123

日	第	第
送	受	送
月	月	月
日	日	日

数量ヲ全シタル処鮮ハ調整ヲ圖ルト共ニ内地移出数

量ノ絶対確保ノ要請ニ對シ今後ノ食糧需給對

策ニ關シテ鋭意考究實施ハトト思料セラルル其

ノ措置概要並ニ見送函知致度折返函電ニシテ

尚三月十日及二十日現在買上実績併ニ回電ニシテ

8  
11  
8

研-0655

0124



供覽

管殖第九號

殖産課長 佐々木

管理局長

事務官

理事官

技師

電報訳文

(三三三三)

農務局長 宛

朝鮮農務局長

二月末日現在 糧食買上実績

米

九四六三石

(新高三村二八九石)

雜穀

二五二四石

(八〇〇石)

前年全額

米

一一九四九石

(九九九石)

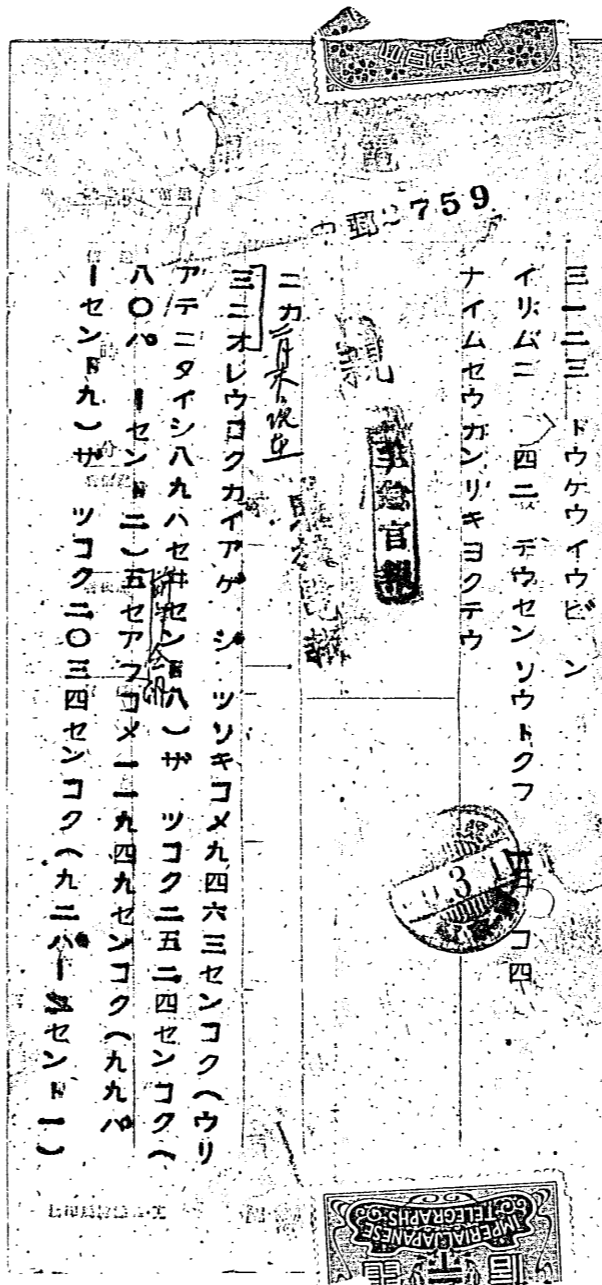
雜穀

二〇三四石

(九三〇石)

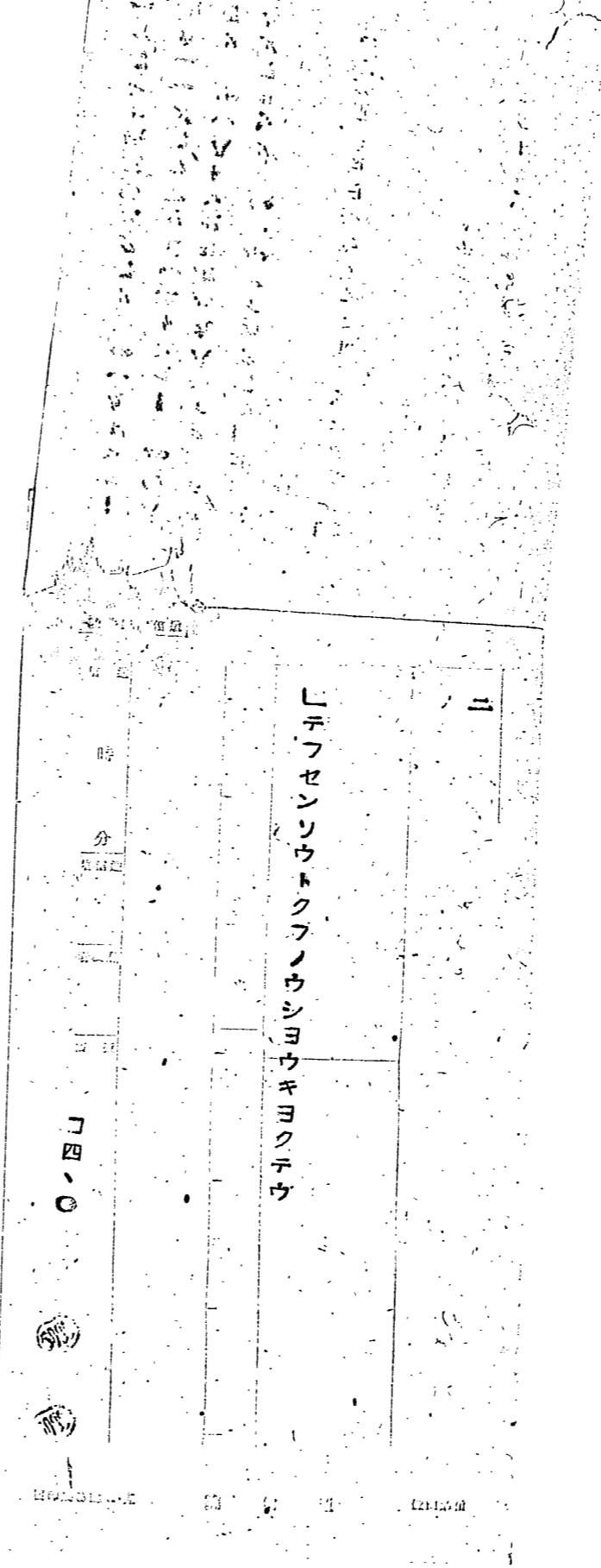
大日本帝國政府

大正十四年四月二十五日



研-0655

0126



研-0655

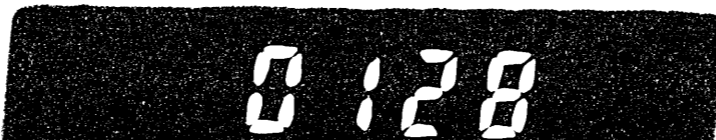




備考	區分							摘要
	十二月二十日	十二月末日	一月十日	一月二十日	一月末日	二月十日	二月二十日	
拈弧内八割平均期實積	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	米穀(千石)
	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	割
	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	實
	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	割
	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	合
	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	雜穀(精穀千石)
	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	割
	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	實
	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	割
	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	一〇、九七三	合

規格-D14 (東東3.195)

研-0655







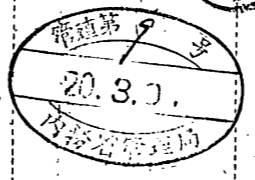
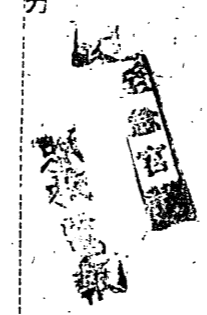
報

電

3375

東京通信局

三〇二五 トウケウイウビ  
イリムニ、一六六、テウセンソウ  
ナイルセウガンキヨクテウ

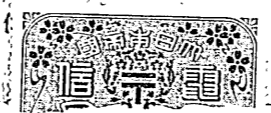


コ三

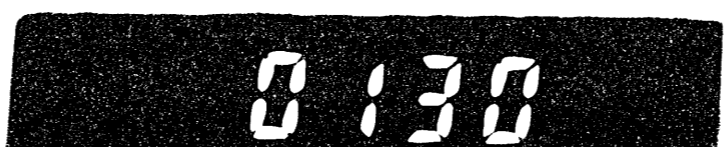
ニカ  
カンシヨクカヤ ニシヨウニニワニ  
シ ヨウキヨウノケンコメカ四  
カ、六パ ーセント)カ ツコク  
ーセント)五セアフコメー  
セ ツコクヲカ八八センコク  
トクフノウシヨウキニクテウ

料 二六、匹〇

東京通信局



研-0655



管理局長

殖産課長

事務官

技師

師

師

三應徳賞

電報訳文

(昭三〇三六)

朝鮮農商局長

管理局長宛

最近ノ食糧事情ニ関スル件ト

糧穀ノ集荷ニ関シテハ曩ニ二月ニ日現在ノ実績ヲ電セル所  
秋落意外ニ甚大ナリシ為官民一致ノ努力ニモ拘ラズ其ノ成績  
不振ニシテ今後ノ集荷ニ凡ソル如カラテ其ノ米糶糶ノ合セ計  
画ニ對シ約一割ノ買上ガ不能トシムナキ情勢ニシテ之ガ對策ニ  
就テ目下種々意中ナルニ依テ了知ス。一方滿洲糶穀ノ  
輸入実績(前年度スレ一四千噸ノ含マズ)ハ二月末日現在上リ三

大日本帝國政府

千噸ニシテ前年度ノ對比ニ對シ三七%増計画ニ對シテハ  
僅カニ%ニ過ラズ今日日地ノ了解ノ下ニ移出後ノ一部取用ト  
軍用及ノ貸付ヲ變クン外鮮産糶穀ヲ極力充當ト暫ク切取扱  
ケタルモ今後ノ專ラ滿洲糶穀ニ依存スルノ外ナク之ガ輸入ノ  
急ヲ要スル為近ク小官海滿ノ上直運所辦スル所存トシテ  
其方南ニ對シテモ之ガ促進方俾高視相煩度俾依頼申上ガ  
尚昨秋播種セル者ハ近年稀トシ其量ノ為一部枯死スルモ  
其量ヲ想セテ其後ニ就テモ危懼セラルル情勢ニシテ以テ總合  
置キテ

(折上ノ國定規格紙ニハ二五七柱)



電 報

3235

ニカ  
 サイキンノシヨクアウシ シ ヨウニカンスルケン レウコクノシ  
 ウカニカンシテハサキニツキニ〇トガ ンガ イノシ ツセキ  
 ヲテ ンセルトホリアキオチイカ イニシ ンタ イナリシタメ  
 カンミン一チノト リヨクニモカカワラズ ソノセイセキフンニ  
 シキヨシノシウカニキラエル ンヨクヨハラキキムキ  
 ナイムシヨウカニキラエル ンヨクヨハラキキムキ  
 コウシ マチク  
 イリ 六六三 ケイセウ 九〇八七 コセ  
 三〇ノトウウイウ  
 三〇ノトウウイウ



省 信 局 印 局 設 八 大 和 國

研-0655

0132



送附品

信送

信受

コクヲアワセケイカクニタイシヤクニワリンナ  
 ヤムナギシ ヨウセイニシテコレヲ タイサクニツイテハモツカシ  
 ユシ ユフシチユウナルニツキニゴイカホウマンシユウキ ツ  
 コクノユニウシ ツセキキセ ンネンド ンレ一匹センニヨフ  
 クマス ンハ三ニオ六三セントニシテ三ニエマヲ ノケイカクニタ  
 イシ三七ノ一セントネンカンケイカクニタイシテハワス カニ〇  
 ノ一セントニスキ ス ケフマヲ ハナイチノリヨウカイノモト  
 ニイシツムキ ノーマ テンヨウトタ ンヨウムキ ノタイヨマ  
 ウクルホカセンサンキ ツゴクヨキヨクリヨクシ ウトウシヤウヤク



日本郵政省 大和局 印  
 省 信 送  
 四十四第

研-0655









昭和二十一年現在 買上実績 頁ノ一 (補綴単位 千石)

道名	制管	買上実績	割合	制管	買上実績	割合
京	(八三六)	(九六八)	(一一〇)	(一一〇)	(五七四)	(九〇〇)
思北	(四〇〇)	(四九八)	(一〇二)	(一一二)	(一九)	(五八〇)
思南	(九一〇)	(九一九)	(一〇九)	(三)	(七)	(五八〇)
全北	(三〇〇)	(三〇四)	(一〇一)	(三)	(三)	(六〇〇)
全南	(三〇〇)	(三〇〇)	(一〇〇)	(三)	(三)	(六〇〇)
北	(三〇〇)	(三〇〇)	(一〇〇)	(三)	(三)	(六〇〇)
南	(三〇〇)	(三〇〇)	(一〇〇)	(三)	(三)	(六〇〇)
慶北	(三〇〇)	(三〇〇)	(一〇〇)	(三)	(三)	(六〇〇)
慶南	(三〇〇)	(三〇〇)	(一〇〇)	(三)	(三)	(六〇〇)
黄	(三〇〇)	(三〇〇)	(一〇〇)	(三)	(三)	(六〇〇)
平南	(三〇〇)	(三〇〇)	(一〇〇)	(三)	(三)	(六〇〇)

道名	制管	買上実績	割合	制管	買上実績	割合
平北	(八〇〇)	(八二〇)	(一〇二)	(六〇八)	(五七四)	(八四四)
江原	(三〇〇)	(三〇〇)	(一〇〇)	(二〇〇)	(一九九)	(九九五)
感南	(三〇〇)	(三〇〇)	(一〇〇)	(二〇〇)	(一九九)	(九九五)
感北	(三〇〇)	(三〇〇)	(一〇〇)	(二〇〇)	(一九九)	(九九五)
合計	(二六五〇)	(二六五〇)	(一〇〇)	(二六五〇)	(二六五〇)	(一〇〇)

備考 (一) 制管成績は二八道都道府県用ヲ含ムモノトス  
 (二) 昭和二十一年現在 買上実績 頁ノ一



管第 九 號

丙

丁 行 月 日

案起 昭和二十年三月六日

主任

3.01 裁

合 議 局 號 及 受 送 月									管 局 號 及 付 日	
第	第	第	第	第	第	第	第	第		
號	號	號	號	號	號	號	號	號		
送	送	送	送	送	送	送	送	送		
受	受	受	受	受	受	受	受	受		
月	月	月	月	月	月	月	月	月		
日	日	日	日	日	日	日	日	日		
									管 理 局 長	
									殖 産 課 長	
									技 師	
									費 報 案	
									管 理 局 長	
									朝 鮮 農 商 局 長 宛	
									二月二十日現在糧穀買上仕度累二費報之共了りたる	
									未着ニ休函電之ヲ	

規格 B5

研-0655

0137

月送受及號局議合									日月付受及號局管主	
第	第	第	第	第	第	第	第	第	管主局號	
號	號	號	號	號	號	號	號	號	入	
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	號	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	案起	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	施行	
									昭和二十年 二月 二十七日	
									主任	
									局長	
									課長	
									電報系	
									技師	
									管理局長	
									朝鮮農商局長	
									糧穀買上状況	
									二月二十日現在実績	
									二月二十日現在実績	
									二月二十日現在実績	
									二月二十日現在実績	

研-0655





秘

秘覽

朝鮮之穀糧穀買上状況

◎一月末日現在

一 米穀

供出割合 一〇五四 (前年 二九七三)

実 積 九二一三 (一八六五)

右割合 (九九)

二 雜穀

供出割合 三〇四 (前年 二二〇九)

実 積 二三〇九 (一九一三)

右割合 七三〇 (八七〇)

殖産課長 友

管理局長

事務官

理事官

大日本帝國政府

(折上り國定規格5ハニ×ニ七種)



供

秘

朝鮮米穀買上状況  
◎一月三日現在

米穀

理事官

供出割當 一〇、五〇〇キ (前年 二、九七三キ)

実績 八、八九八 (前年 二、六〇四)

右割合 八四% (前年 九七%)

雑穀

供出割當 三、〇〇〇キ (前年 二、二〇九キ)

実績 二、一六六 (前年 一、八五九)

右割合 七二% (前年 八四%)

備考 朝鮮總督府ヨリ電報ハ雜穀供出割合ハ六七%ト報告セラレタル  
右右ヲ計算セバ六九%トナル

大日本帝國政府

(折上り規定規格52×23×30)



穀

併

朝鮮ニ於テハ糧穀買上状況

◎一月十日現在

一 米穀

供出割當 一〇、五四〇斗 (前年 一、一九七三斗)

実績 八、五〇三 ( " 一、三三一 )

右割合 八〇% ( " 九五% )

二 雜穀

供出割當 三、〇四九斗 (前年 二、二〇九斗)

実績 一、八七〇 ( " 一、七五五 )

右割合 五九% ( " 七九% )

管理局長

殖産課長 佐々

事務官

理書官

支

(國定規格B5(2)×356)

供覽丙

管殖第九號

案起 昭和二十年一月十六日

主任

管理局長

殖産課長

佐分

事務官

理事

技

昭和

殖産課長佐分

乳解ニ於テハ十二月末日現在ノ通別覽上

管績別紙ノ通一履

他覽

月送受及				號局議合				日付受及號局管主
第	第	第	第	第	第	第	第	管殖第九號
號	號	號	號	號	號	號	號	
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	
月	月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	日	

規格 B5

研-0655

0143

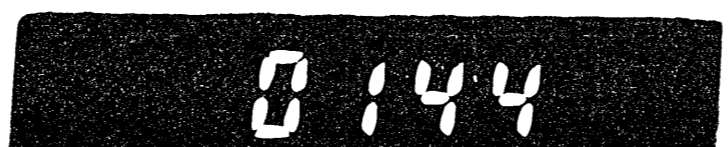


十二月末日現在稲穀員上帳簿 (単位：千石)

道名	稲穀数毎	員上戸数	割合	稲穀動員	員上戸数	割合
京畿	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
北陸	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
東海	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
中部	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
近畿	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
全北	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
全南	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
東北	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
関東	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
中部	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
北陸	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
東海	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
中部	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
近畿	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
全北	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
全南	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
合計	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%

道名	稲穀数毎	員上戸数	割合	稲穀動員	員上戸数	割合
京畿	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
北陸	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
東海	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
中部	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
近畿	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
全北	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
全南	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
東北	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
関東	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
中部	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
北陸	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
東海	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
中部	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
近畿	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
全北	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
全南	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%
合計	1,110,000	1,110,000	100%	1,110,000	1,110,000	100%

調査 平成十二年十二月三十一日現在帳簿トス  
 括弧内ハ前年全増減率トス



大日本帝國政府

電報 英文 (三〇一三)

朝鮮農商局長

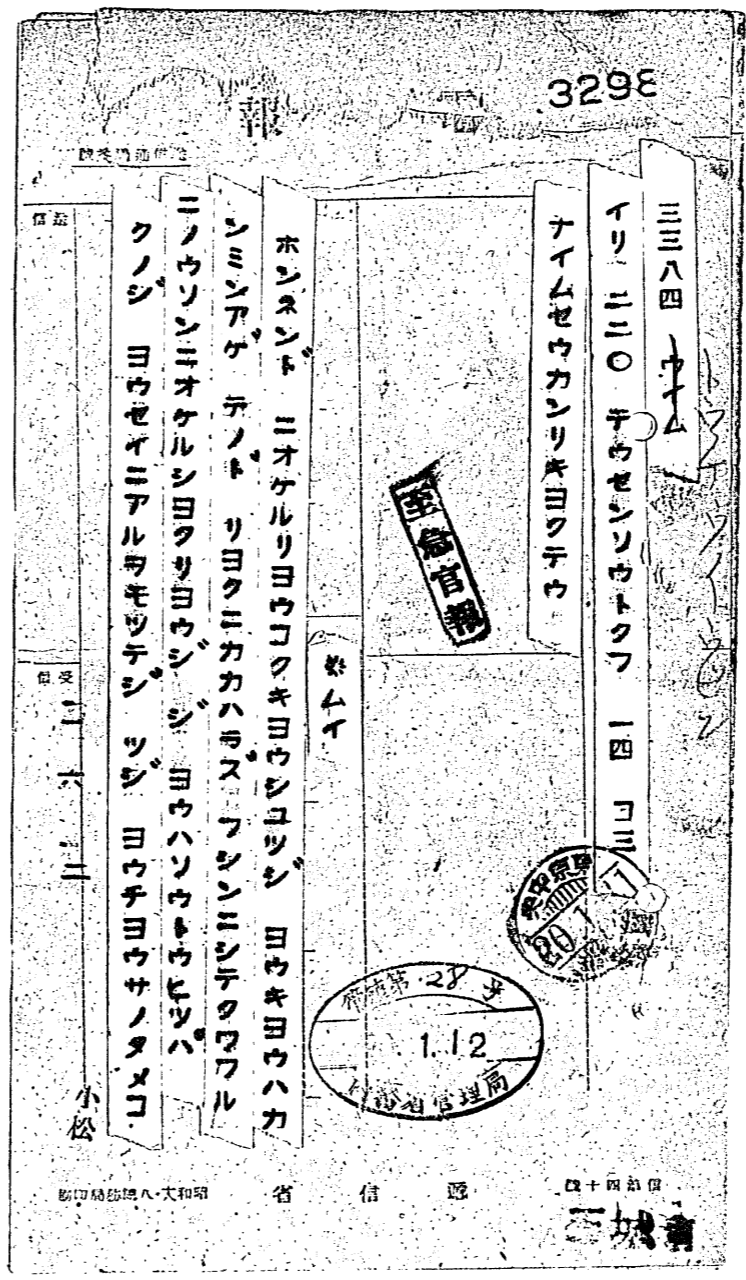
管理局長 敬

中平不<sup>ニ</sup>在<sup>ル</sup>種<sup>ノ</sup>穀<sup>ハ</sup>出<sup>ル</sup>状<sup>況</sup>。官<sup>民</sup>共<sup>ニ</sup>努<sup>ル</sup>力<sup>ニ</sup>相<sup>シ</sup>テ  
不<sup>振</sup>。加<sup>テ</sup>。農<sup>作</sup>之<sup>化</sup>。食<sup>糧</sup>ノ<sup>備</sup>。相<sup>シ</sup>テ<sup>通</sup>。直<sup>ニ</sup>。指<sup>勢</sup>ニ<sup>忌</sup>  
テ<sup>以</sup>テ。實<sup>情</sup>ヲ<sup>調</sup>査<sup>ス</sup>。為<sup>シ</sup>テ。此<sup>ノ</sup>際<sup>ニ</sup>。至<sup>リ</sup>。於<sup>テ</sup>。野<sup>事</sup>ヲ<sup>管</sup>理<sup>ス</sup>。及<sup>テ</sup>。相<sup>川</sup>政<sup>師</sup>  
ノ<sup>出</sup>張<sup>方</sup>。取<sup>テ</sup>。計<sup>ヲ</sup>。相<sup>調</sup>。必<sup>ズ</sup>。而<sup>シ</sup>。旅<sup>費</sup>。為<sup>シ</sup>。方<sup>々</sup>。年<sup>々</sup>。改<sup>メ</sup>。テ。存<sup>シ</sup>。了<sup>ス</sup>。知<sup>ス</sup>。

（國定規格B5(148×210)mm）

研-0655

0:45



研-0655

0:46



供覽

管殖第九號

殖産課長

管理局長

事務官

昭和三年一月十日

理事官

及理局長 宛

技

印


解 農商局長

程表ノ抽出ニ関シテハハ及帰任以來更ニ鋭意督勵ヲ  
 加ヘテワツルニ依リ秋熟ニ依リ減収予意外ニ大ニシテ各道  
 於割者量ノ抽出確係ニ苦心ヲ重ネテワツアリ 就中  
 主要米産地帯タル黄海、京畿、全世ノ各道ニアリテハ  
 此ノ傾向特ニ顯著ニシテ抽出後ニ於テハ農村ノ食糧  
 事情ハ既ニ相尙窮迫ヲ告ガワツテハ状況ニシテ割者  
 量ノ全量確係ハ自下ノ情勢ニテハ至難ナル情勢ナリ  
 リ 故度係方面ニ對シテモ可也 津浦連絡云々  
 尚十、月末現在更ニ實績次ノ如シ

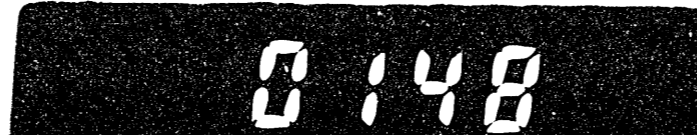
(國定規格B5(2)×(5)号紙)

府政國帝本日大

米	八〇五六石	割者比七六%
雜穀	一七一九石	五九%
前中同期		
米	一二〇八石	九三%
雜穀	一六四七石	七九%

(註) 係件全程處理南業務ヲ主課宗像技手ニ電派任依内  


(國定規格B5(2)×(5)号紙)







丙

月送受及號局議合									日月付受及號局管主	
第	第	第	第	第	第	第	第	第	管總第九號	
號	號	號	號	號	號	號	號	號	案起	
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	昭和三十二年一月十日	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
									管理局長	主任
									殖産課長	
									電報課	
									理事官	
									事務官	
									朝鮮農商局長宛	
									管理局長	
									糧穀科	
									五ノリサ	
									八下ヒ	
									三トト	
									相川技師	
									約三週	
									日程ヲ以テ	

規格 B5

研-0655

0150

日	
第	第
送受	送受
月	月
日	日

中南鮮地  
 便宜供与方  
 尚日程  
 ニツキ  
 貴局へ  
 頭上  
 協議  
 セシ  
 内  
 務  
 省  
 官

研-0655







極秘

朝鮮ニ於ケル糧穀買上状況

◎十二月二十日現在

一、米穀

供出割合 一〇、五七六千石 (前年 一〇、九三三千石)

実 績 五、九二一 (前年 九、三〇三) (一、〇三三)

右割合 五、六〇 (前年 七、八〇) (七、一六)

二、雜穀

供出割合 三〇、八四千石 (前年 三二、〇九千石)

実 績 一、一九八 (前年 一、三二六) (一、二六七)

右割合 三、九〇 (前年 三、九六) (三、七五)

三道別買上状況(別紙ノ通)

管理局長

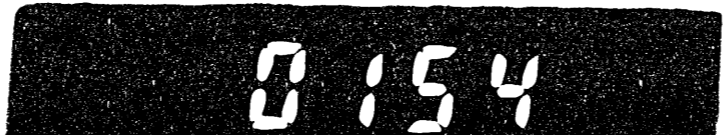
殖産課長

事務官

技師

大日本帝國政府

(折上り固定規格B5ハニ三三七種)

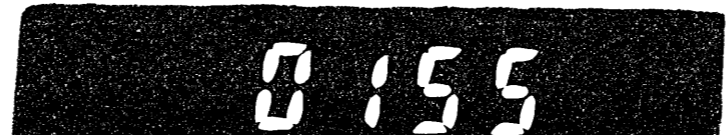


十二月二十日現在産穀買上実績（単位：千石）

道名	供出割當量	買上買額	割合	供出割當量	買上買額	割合
京畿	171,000 (2,200)	323,000 (20)	19.2 (210)	100 (10)	110 (10)	100 (1000)
忠北	31,000 (3,200)	32,000 (3,200)	100 (1000)	10 (1)	11 (1)	100 (1,000)
忠南	3,000 (1,000)	3,000 (1,000)	100 (1000)	1 (1)	1 (1)	100 (1,000)
全北	14,000 (1,200)	14,000 (1,200)	100 (2,000)	1 (1)	1 (1)	100 (1,000)
全南	11,000 (1,000)	11,000 (1,000)	100 (1,000)	1 (1)	1 (1)	100 (1,000)
慶北	11,000 (1,000)	11,000 (1,000)	100 (1,000)	1 (1)	1 (1)	100 (1,000)
慶南	11,000 (1,000)	11,000 (1,000)	100 (1,000)	1 (1)	1 (1)	100 (1,000)
青海	11,000 (1,000)	11,000 (1,000)	100 (1,000)	1 (1)	1 (1)	100 (1,000)
平南	11,000 (1,000)	11,000 (1,000)	100 (1,000)	1 (1)	1 (1)	100 (1,000)

道名	供出割當量	買上買額	割合	供出割當量	買上買額	割合
本北	100,000 (2,200)	100,000 (2,200)	100 (2,000)	100 (100)	100 (100)	100 (1,000)
江原	100,000 (2,200)	100,000 (2,200)	100 (2,000)	100 (100)	100 (100)	100 (1,000)
咸北	100,000 (2,200)	100,000 (2,200)	100 (2,000)	100 (100)	100 (100)	100 (1,000)
合計	100,000 (2,200)	100,000 (2,200)	100 (2,000)	100 (100)	100 (100)	100 (1,000)

備考 一括弧内、前年同期実績



月送受及號局議合									日月付受及號局管主	
第	第	第	第	第	第	第	第	第		
號	號	號	號	號	號	號	號	號		
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受		
月	月	月	月	月	月	月	月	月		
日	日	日	日	日	日	日	日	日		
									管理局長 勸業課長 主任 昭和二十年六月一日 昭和二十年六月一日發送済	
									農商省食糧管理局局長官宛 局長 局長 局長	
									台湾米買戻二編一スル件 四月十五日附三〇食糧第七七二號ヲ以テ傳照會ニ係 案 校 理 事 官 長	

丙  
 案起  
 昭和二十年六月一日  
 主任  
 〇〇  
 〇〇

規格-B 5

研-0655

0:56



日	第
第	號
送	送
月	月
日	日

ル首題ノ件ニ關シ今般台博總督社ヨリ貴官申越  
 通テ異存無キ旨回報有之候條少了知相成  
 度以殿及回報候也

研-0655

0157

管殖文(四三三)

管理局長

殖産課長

事務官

理事官

技師

電報譯文(増二、五、三一)

台湾農商局長

管理局長殿

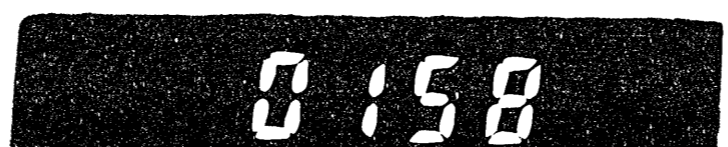
管殖文(四三三)抄本ノ賣買ニ付ル件一返

首題ノ件現下事情ヨリ止ムヲ得ナルモノアリ申越ノ通リ

異存ナキニ付(の)交捺之ヲ

(の)返

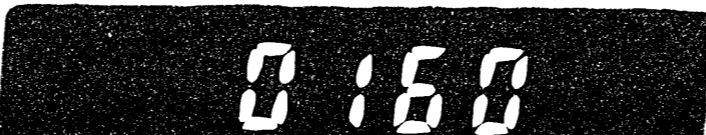
(國定規格B5(148×105)mm)





管理局長	事務官
殖産課長	技師
電報訳文 (三〇、五、三三)	
炭理局長 宛	台湾、食糧部長
炭理一四三「濟米」賣買ニ関スル件 <small>(中左)</small>	、莫ニ付取調、上折返シ
返電乞フ。 一、追送用特殊米ハ島内特殊米ニ準ジ台湾ニ於テ直接	
拂下デ、夜キ趣ナルモ後叙ニ依ルハ其ノ賣却価格ハ現行通りトアリ内地	大日本帝國政府
賣却価格ニ依ルモノナリヤ。 二、沖縄向賣却価格ハ現行通りトアルモ	
台湾、賣却価格ナリヤ然ラズシテ農商省ガ移出組合ニ対スル賣却価格	
ナリトセバ従来補給金ヲ如何ナル形式ニ於テ負担シ居ルモノナリヤ其ノ	
算出基礎承知致シテ 三、内地場ニ対スル補給金従来通り内	
地負担ヲ意味スルモノナリヤ	

(折上り固定規格紙(二〇×三三規格))





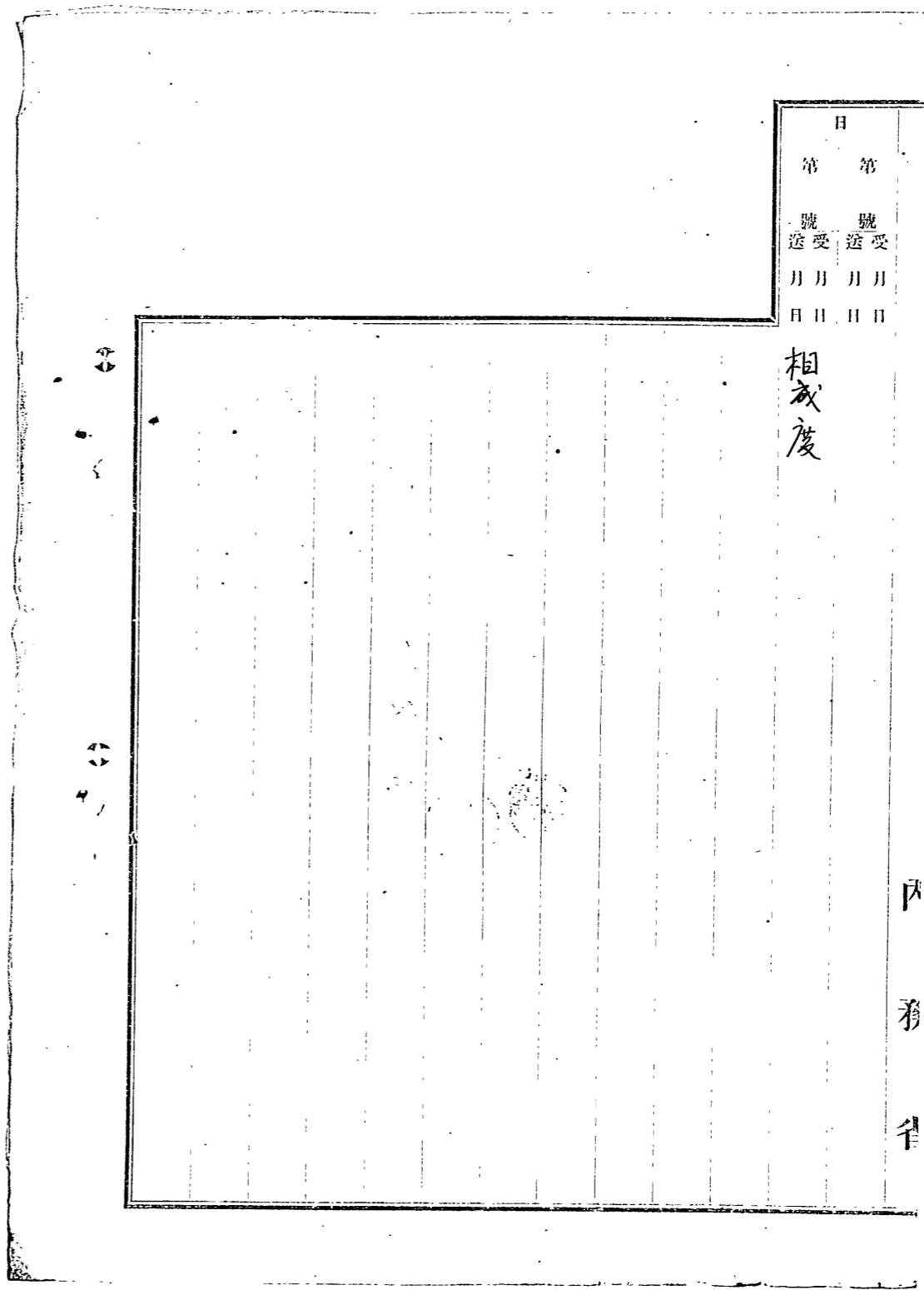
ラズ シテノウセウセウガ イシツクミアイニ  
 ゲズ イイズ ナリトセハシ ウライヘヤコ  
 イカナルケイシキニオイテフタンシオルモノナリヤツノサンシツキ  
 ゴ  
 ハ



研-0655

0162





日	
第	第
號	號
送	送
受	受
月	月
月	月
日	日
日	日

相成度

内  
務  
省

研-0655

0154



月送受及號局議合									日月付受及號局係主	
第	第	第	第	第	第	第	第	第	管殖第一四三號	
號	號	號	號	號	號	號	號	號	案起	
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	昭和二〇四年四月二〇日	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	施行	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	
									主任	
									局長	
									殖産課長	
									事務官	
									理事官	
									技師	
									案ノ一(電報)	
									管理局長	
									管理局長宛	
									済米ノ黄置ノ関シ農商省ヲ現下ノ通信具ノ他ノ	
									手情ニ因リ外金水論等黄置ノ務交理上ノ支障	

研-0655

0:155

日	第
第	號
送	送
月	月
日	日

了んニ休子延復旧スル迄当分ノ同概不左記ノ通  
 措置シテ旨申出アリタルニ付貴見折返シ回電  
 乞フ詳細別途送ス  
 一 内地食糧管理特別会計ニ依リて送用特殊米、沖  
 縄向ノ要予存于一時停止スルコト  
 二 送用特殊米ハ島内特殊米ニ准シ貴府直撥  
 拂下ルコト  
 三 沖縄向ハ名傍米移組会ヲシテ積出サスコト  
 四 貴却教量ハ従来通り中央ニ於テ決定シ沖縄向  
 取扱ハ中央ニテモ扱九らん下  
 五 送用特殊米、沖縄向兩貴却扱ハ現行通りトス  
 六 内地播ハ現行通りトス  
 尚本後リ補給金ハ貴府会計ニテ負担スルコトトシニ作爲會

8

8



案ノニ(親室)

昭和四年四月廿九日陸軍省

臺灣農商局長 宛

管理局長

臺灣米ノ賣買ニ関スル件

四ノマ  
首取ノ件ニ関シテハ不取敢電報致置ハシテ從來

糧秣用(追送用)並沖繩向臺灣米ハ内地食糧

處理特別會計ヲ以テ並世食糧可協作ニ於

テ貴府ヨリ買入ノ且夫々陸海軍並沖繩ニ於テ

大日本帝國政府

賣却被序ノシモ最近ノ情勢ニ於テハ内地トノ連

絡極メテ困難トナリ代金決済等ノ賣買可存ハ

電信ノミニ依リ程ノ支理上支障存シニ付可懸

念ニ復スル迄 貴方ノ暫定措置トシテ左記ノ通致ス

取旨ニ付テハ 貴府會ノ上貴見所分申回實

相成之由也

送布左記ノ項中第三項ハ貴府、臺灣米移出

(折上り規定規格51.2x2.25mm)



組合及沖繩存地方法令糧食園ト協議ノ上組

合ニ拂下アルカ學園ニ直接拂下アルカ決定取

成之意向ニ存之又第五項ノ賣却価格トハ

農業者ノ軍及沖繩存ニ拂下アルカアリシ拂

下価格ノ額ニシテ從テ補給金ハ貴府令糧

食管理特別令計ニ於テ負擔スルコト可相成ニ

付申合ニ相成之為念ヲ添ハ

大日本帝國政府

記

食糧管理令ノ款ヲ令ノ儘記入コト

(折上可國定規格紙一六二×二五七種)

研-0655

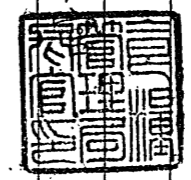
0:58

143号  
4.18

ニ▽食糧第七七一號  
昭和二十年四月十五日

食糧管理局

食糧管理局長



内務省管理局長殿

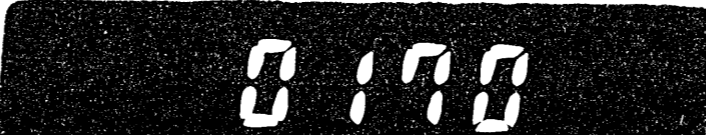
台湾米賣買ニ関スル件

特殊用(追送用)並ニ沖繩向台湾米ニ関シテハ食糧管理  
特別會計ヲ以テ台北食糧事務所ニ於テ台湾總督府  
ヨリ買入上夫々陸海軍並ニ沖繩ニ對シ賣却致候處最近  
ノ情勢ハ現地ト連絡極メテ困難トナリ代金決済等ノ賣買  
事務ハ電信ノミヲ以テシテハ正確ヲ期シ難ク事務處理上支障  
不尠ナルモアルヲ以テ此ノ際事態旧ニ復スル迄當今ノ間左記  
ノ通り措置致度ニ付テハ御諒承相成度此段及照會候也

記

- 一、食糧管理特別會計ニ依ル特殊用(追送用)並ニ沖繩向台湾米、賣買事務ヲ一時停止スルコト
- 二、追送用特殊米ニ付テハ島内用特殊米ノ賣却ニ準シ台湾總督府ニ於テ直接押下ヲ行フコト
- 三、沖繩向台湾米ニ付テハ台湾米移出組合ヲシテ積出セシムルコト
- 四、特殊用並ニ沖繩向台湾米ノ賣却數量ニ関シテハ従来ノ通り中央ニ於テ之ヲ決定スルモノトシ特ニ沖繩向積出米ノ配船ニ

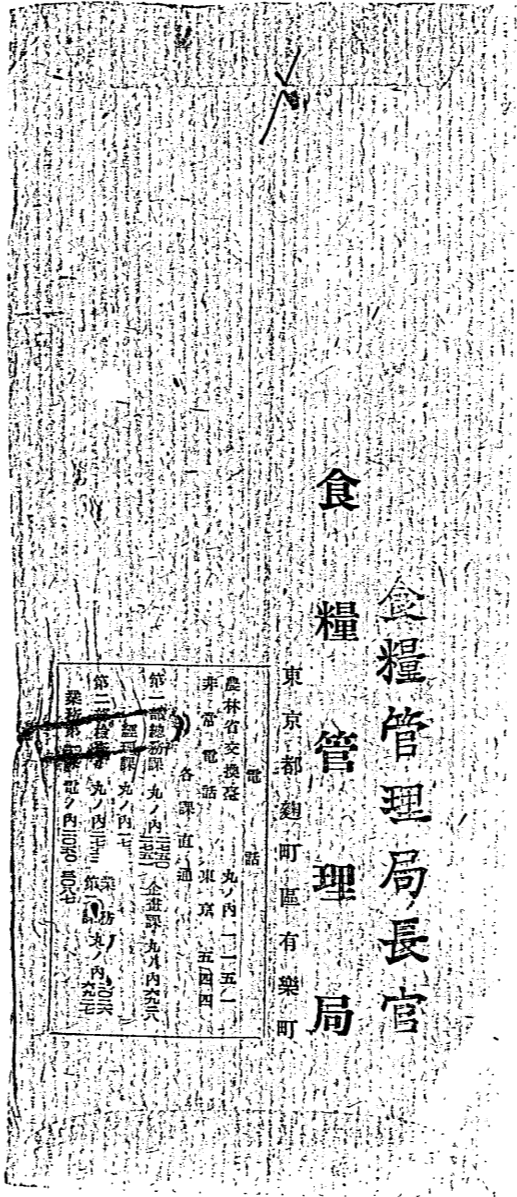
付テハ中央ニ於テモ極力之ヲ獲得ニ協カスルコト
五.特殊用(追送分)並沖繩向台湾米ノ賣却價格ハ現行通り トスルコト
六.内地揚台湾米ニ付テハ現行通りトスルコト
七.右ハ當分ノ暫定措置ニテ通信等従来ノ状態ニ復歸セル場合
六.速ニ食糧管理特別會計ニ依ル特殊用(追送分)並沖繩向 台湾米ノ賣買事務ヲ復活セシムルモトスルコト



内務省  
管理局長  
一平使

研-0655

0171



農林省交換室	九ノ内二一五
非常電話	東京五四四
各課直通	
第一課	九ノ内三三三
第二課	九ノ内四七七
第三課	九ノ内四三三
第四課	九ノ内四三三
第五課	九ノ内四三三
第六課	九ノ内四三三
第七課	九ノ内四三三
第八課	九ノ内四三三
第九課	九ノ内四三三
第十課	九ノ内四三三

研-0655

0172



合 議 局 號 及 受 送 月									活 管 局 號 及 付 日 月		
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	第 十 號	第 一 號	第 二 號
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
<p>朝鮮ニ於ケル昭和十九年産米及雜穀ノ買上状況ハ同年産米ノ減收等ニ對シテ官民一致ノ努力ニモ拘ラズ計畵ニ對シテ米</p>									<p>昭 和 二 〇 年 五 月 六 日 昭 和 二 〇 年 五 月 〇 日 發 送 済</p>		
<p>食糧管理局長官宛</p>									<p>管理局長 齋 産 課 長 佐 久 主 任</p>		
<p>事務官 峯 師 官</p>									<p>主任</p>		

研-0655

0:173



管種第161号  
20.4.30  
内務省管理局

供覽

昭和二十年四月五日

朝鮮總督府 糧食部

朝鮮總督府



印

大正堂製

管理局長

殖産課長

内務省 官 理 局 長

事務官 理事官 技師



食糧事情ニ關スル件

昭和二十年穀年册ノ食糧事情竝ニ之カ對策別紙ノ浦送付スベキニ付御  
了知相成リタシ

日本標準規格 103(182×257mm)

研-0655

0176

極

秘

昭和二十年米穀年度ノ食糧事情並ニ之ガ對策  
 年産米及雜穀ノ貢上狀況ニ關シテハ社ノ報部報告申上ゲタル處ナ  
 ルガ本年産米ノ實收高ハ收穫期前ニ於ケル早冷害復但外ニ甚大ナリシ  
 爲豫想收穫高ニ比シ更ニ相當ノ減收ヲ見ル等ノ次第モアリ貢上ニ對ス  
 ル官民一致ノ努力ニモ不測計畫ニ對シ米ニ在リテハ約一二〇万石雜穀  
 ニ在リテハ六〇万石合計一八〇万石ノ貢上不能ハマヌガレザル状態ニ  
 在リ然ルニ戰局ノ推移ニ伴フ内地ノ食糧事情ニ際ミ貯内食糧事情ニ不  
 滿内地第一主義ニ依リ五月中ニハ移出米ノ空送ヲ必期スベク目下検査  
 之ガ策術ニ努力中ナリ然シテ右貢上不足ニ伴フ補填對策トシテハ種々  
 改良ノ結果次ノ如ク各部面ニ亘リ消費ノ節減ヲ圖リ之ガ實行ニ努メツ  
 ツアリ

- 一 加工用及酒造用 一〇〇千石
- 二 青少年特需(半段) 三〇〇〃
- 三 飼料用 三〇〇〃
- 四 雜務用(外貨赤銅製施行差光中) 四〇〃
- 五 公務用 一五〇千石
- 六 貢上不能ノ雜穀 七〇〇〃
- 七 消費人口ノ増進 二〇〇〃

朝鮮總督府

右ノ外稼力早場米ノ貢上増化ト當道ノ増産等ニ依リ貯内食糧事情ハキ  
 見込ナルモ戰局ヲ推移ニ伴フ  
 〔酒造及ブタノール原料 五〇〇千石〕  
 〔主要都市糧食 二〇〇〃〕  
 〔貯内品消費 一六〇〃〕  
 計 六六〇〃

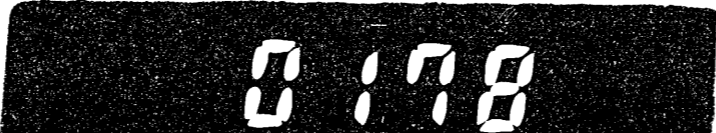
等ノ境下ノ消費上並ニ已ムヲ得サル需應増セアリ加フルニ本年産米ノ  
 總冬狀況ハ兵ノ侵襲愈スベキ以テ漸次増厚トナリ食糧事情給ノ見込ハ相  
 當憂慮スベキ情勢ニ付御言ミ乞フ

日本標準規格 B4 (264 x 257%) 木平堂製

月送受及號局議合										日月付受及號局管主	
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	管領第一五九號	
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	案起	
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	昭和三十年四月二十八日	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	施行	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	主任	
										<p>管理局長 〱</p> <p>殖産課長 〱</p> <p>事務官</p> <p>電報課</p> <p>朝鮮農商局長 宛</p> <p>糧穀買上不振ニ伴フ鮮中食糧給調整ニ關スル</p> <p>三三三</p>	

規格 B 5

研-0655





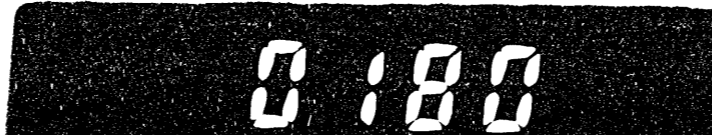
實報文(三〇四六)  
朝鮮農商局長  
管理局長宛

糧食買上不能分一付テハ鮮内需要高ノ節減  
早場米ノ買上法比等ニヨリ幸ウシテ調整シ得ル  
見込ナルモ戰局ノ推移ニ伴ヒ酒精原料、主要  
都市ノ非常備蓄、鮮内卸米等取上ノ情勢  
上眞ニ已ムヲ得ヤル需要増セアリ加フルニ昨  
産麦ノ越冬状況ハ其ノ後懸念スルヤ情勢濃  
厚トナリ食糧供給ノ見込ハ相尙困難ナル實  
情ニアルヲ以テ中會ニ云フ、造テ之ハ詳細  
別途送付セシニ付承了知アリマシ

外地農林研究會

規格-B5 (東東3.195)

研-0655



管通第159号  
20.521  
内務省管理局

昭和二十年五月二日

管理局長

殖産課長

朝鮮總督府 農務局



内務省 管通局長 受

食糧事情ニ關スル件

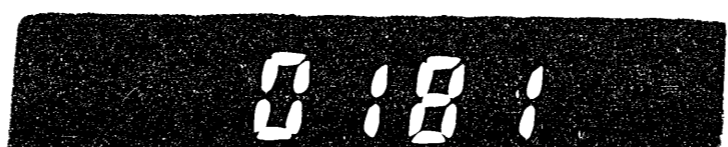
技師

管通一五九一電報ニ依リ糧穀買上不進行ニ伴フ既内食糧需給彌救對策ノ  
事而未着ノ由ナルヲ以テ別紙ノ廻寫送付スベキニ付備了知相成リタシ

朝鮮總督府穀物検査所

昭和三十二年五月二日

研-0655





寫

昭和二十年四月五日

朝鮮總督府農商局長

内務省管地局長 鈞

食糧事情ニ關スル件

昭和二十年穀年度ノ食糧事情竝ニ之ガ對策別紙ノ通送付スベキニ付御了  
知相成リタシ

朝鮮總督府穀物検査所

昭二〇年四月五日

研-0655

0182

昭和二十年穀年度ノ食糧事情並ニ之ガ對策

十九年産米及雜穀ノ貢上狀況ニ關シテハ其ノ都度報告申上ゲタル處ナルガ本年産米ノ實收高ハ收榷期前ニ於ケル早冷寒豫想外ニ甚大ナリシ爲豫想收榷高ニ比シ更ニ相當ノ減收ヲ見ル等ノ次第モアリ貢上ニ對スル官民一致ノ努力ニモ不拘計畫ニ對シ米ニ在リテハ約一二〇万石雜穀ニ在リテハ六〇万石合計一八〇万石ノ貢上不能ハマヌガレザル状態ニ在リ然ルニ戦局ノ推移ニ伴フ内地ノ食糧事情並ニ豫想内食糧事情如何ニ不拘内地第一主義ニ依リ五月中ニハ移出米ノ完送ヲ必期スベク目下銳意之ガ蒐荷ニ努力中ナリ然シテ右貢上不足ニ伴フ補填對策トシテハ種々攻究ノ結果次ノ如ク各部面ニ亘リ消費ノ節減ヲ圖リ之ガ實行ニ努メツツアリ

一 加工用及酒造用 一〇〇千石

二 青少年給配(半減) 二〇〇〇

三 飼料用 三〇〇〇

四 業務用(外食券制度施行考究中) 四〇〇〇

朝鮮總督府

五 勞務者特配 一五〇千石

六 官上不能這ノ農家計 七〇〇〇

七 遺棄人口ノ整理 二〇〇〇

計 一、四二〇〇

右ノ外極力早場米ノ貢上強化ト諸類ノ増産等ニ依リ概ネ切抜ケ得ベキ見込ナルモ戦局ノ推移ニ伴フ

(一) 酒精及ブタノール原料 二〇〇〇千石

(二) 主要都市備蓄 二〇〇〇

(三) 餅内部餘用 一六〇〇

計 六六〇〇

等ノ現下ノ情勢上眞ニ已ムヲ待サル需要増モアリ加フルニ本年産麥ノ越冬狀況ハ其ノ後懸念スベキ状態漸次濃厚トナリ食糧供給ノ見込ハ相當憂慮スベキ實情ニ付御含ミ乞フ

日本標準規格 B4 (364×257%) 太平洋精

供覽

臺灣第三編

管理局長

殖産課長

事務官

電報譯文(二〇五)

臺灣食糧部長

管理局長殿

管殖第三號返

三月中ノ管殖米買入実績

一九年一期 二二三〇六袋 九七四七石

二期 八二一八七袋 三四九四一石

供出割当数量 八四四四九三袋 三五四六八八石

二〇年一期 二九六萬石

一九年一期 三〇六三万石

大日本帝國政府

二期 二五八九千石

(註)別表参照

(新上り固定規格紙(八二×二五種))



大 日 本 帝 國 政 府

備考	昭和十九年米穀年度		昭和二十年米穀年度		比較増減
	計	計	計	計	
昭和十九年米穀年度ニ於テノ米管理米買上状況 (単位: 石)	十八年一期	十八年二期	十九年一期	十九年二期	
	計	計	計	計	
前年十一月	四八六三七	五〇三六五	三四九五五	一九〇五八	四四〇一三
十一月	三六、七〇三	三九、七五三	一〇、五三三	三三、九七四	三五〇三六
當年一月	四、三八七	三、七七四	三〇、二八五	三、四七三	三、七四〇
二月	四、一一一	三、九四六	二〇、四三二	二、四三〇	二、八三三
三月	三、一四一	三、七七一	九、七四七	三、四九四	三、五四六
合計	一九〇、四五三	二〇八、三三八	三三〇、五三四	一四六、二〇六	一七八、二五七
備考					三六、六六三

第三期作米ノ買上計画及前年二期作米トノ比較  
別表ノ如シ

(國定規格 55 × 50 粍)



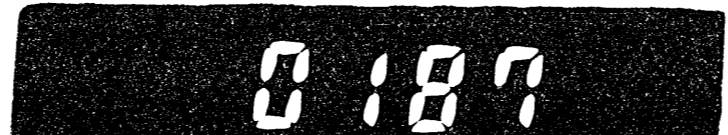
19年2期米収高 3786.064 69%  
 18年2期米収高 4.056.126 66%  
 買上実績 39%

月別買上実績左ノ如シ		三月末現在		備考
月別	十一年二期米	十九年二期米	全比率	
二月	九一三一〇	三三、四六六	△ 五八八四四	比較増△減
一月	五〇、二六八五	一九〇、五八八	△ 三三、〇九七	
十一月	二七、九七五二	三三、九七四一	△ 五、九八九	比較増△減
十月	三〇、七七八四	三四、三七五三	△ 三、五九六九	
九月	三九、四五六	二四、三〇三三	△ 一四、七四三三	比較増△減
八月	三三、七七一	三四、四九四一	△ 一、一七三〇	
七月	三三、七七一	三四、四九四一	△ 一、一七三〇	比較増△減
六月	三三、七七一	三四、四九四一	△ 一、一七三〇	
五月	三三、七七一	三四、四九四一	△ 一、一七三〇	比較増△減
四月	三三、七七一	三四、四九四一	△ 一、一七三〇	
三月	三三、七七一	三四、四九四一	△ 一、一七三〇	比較増△減
二月	三三、七七一	三四、四九四一	△ 一、一七三〇	
合計	一八九九、六九八	一四九四、五一三	△ 四〇五、一八六	

台湾ニ於テ九期米買上状況 (単位: 石)

大日本帝國政府

（折上り規定規格品）一六×三三三



丙

管理局第二號

案起 昭和二十年四月二一日

主任



二十一年四月二一日

管理局長

殖産課長

事務官

理事官

技師

電報室

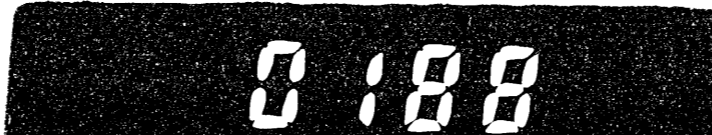
局長

合議局及受送月								
第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日

三月廿一日  
 三月廿二日  
 三月廿三日  
 三月廿四日  
 三月廿五日  
 三月廿六日  
 三月廿七日  
 三月廿八日  
 三月廿九日  
 三月三十日  
 四月一日  
 四月二日  
 四月三日  
 四月四日  
 四月五日  
 四月六日  
 四月七日  
 四月八日  
 四月九日  
 四月十日  
 四月十一日  
 四月十二日  
 四月十三日  
 四月十四日  
 四月十五日  
 四月十六日  
 四月十七日  
 四月十八日  
 四月十九日  
 四月二十日  
 四月二十一日  
 四月二十二日  
 四月二十三日  
 四月二十四日  
 四月二十五日  
 四月二十六日  
 四月二十七日  
 四月二十八日  
 四月二十九日  
 四月三十日  
 五月一日  
 五月二日  
 五月三日  
 五月四日  
 五月五日  
 五月六日  
 五月七日  
 五月八日  
 五月九日  
 五月十日  
 五月十一日  
 五月十二日  
 五月十三日  
 五月十四日  
 五月十五日  
 五月十六日  
 五月十七日  
 五月十八日  
 五月十九日  
 五月二十日  
 五月二十一日  
 五月二十二日  
 五月二十三日  
 五月二十四日  
 五月二十五日  
 五月二十六日  
 五月二十七日  
 五月二十八日  
 五月二十九日  
 五月三十日  
 六月一日  
 六月二日  
 六月三日  
 六月四日  
 六月五日  
 六月六日  
 六月七日  
 六月八日  
 六月九日  
 六月十日  
 六月十一日  
 六月十二日  
 六月十三日  
 六月十四日  
 六月十五日  
 六月十六日  
 六月十七日  
 六月十八日  
 六月十九日  
 六月二十日  
 六月二十一日  
 六月二十二日  
 六月二十三日  
 六月二十四日  
 六月二十五日  
 六月二十六日  
 六月二十七日  
 六月二十八日  
 六月二十九日  
 六月三十日  
 七月一日  
 七月二日  
 七月三日  
 七月四日  
 七月五日  
 七月六日  
 七月七日  
 七月八日  
 七月九日  
 七月十日  
 七月十一日  
 七月十二日  
 七月十三日  
 七月十四日  
 七月十五日  
 七月十六日  
 七月十七日  
 七月十八日  
 七月十九日  
 七月二十日  
 七月二十一日  
 七月二十二日  
 七月二十三日  
 七月二十四日  
 七月二十五日  
 七月二十六日  
 七月二十七日  
 七月二十八日  
 七月二十九日  
 七月三十日  
 八月一日  
 八月二日  
 八月三日  
 八月四日  
 八月五日  
 八月六日  
 八月七日  
 八月八日  
 八月九日  
 八月十日  
 八月十一日  
 八月十二日  
 八月十三日  
 八月十四日  
 八月十五日  
 八月十六日  
 八月十七日  
 八月十八日  
 八月十九日  
 八月二十日  
 八月二十一日  
 八月二十二日  
 八月二十三日  
 八月二十四日  
 八月二十五日  
 八月二十六日  
 八月二十七日  
 八月二十八日  
 八月二十九日  
 八月三十日  
 八月三十一日  
 九月一日  
 九月二日  
 九月三日  
 九月四日  
 九月五日  
 九月六日  
 九月七日  
 九月八日  
 九月九日  
 九月十日  
 九月十一日  
 九月十二日  
 九月十三日  
 九月十四日  
 九月十五日  
 九月十六日  
 九月十七日  
 九月十八日  
 九月十九日  
 九月二十日  
 九月二十一日  
 九月二十二日  
 九月二十三日  
 九月二十四日  
 九月二十五日  
 九月二十六日  
 九月二十七日  
 九月二十八日  
 九月二十九日  
 九月三十日  
 十月一日  
 十月二日  
 十月三日  
 十月四日  
 十月五日  
 十月六日  
 十月七日  
 十月八日  
 十月九日  
 十月十日  
 十月十一日  
 十月十二日  
 十月十三日  
 十月十四日  
 十月十五日  
 十月十六日  
 十月十七日  
 十月十八日  
 十月十九日  
 十月二十日  
 十月二十一日  
 十月二十二日  
 十月二十三日  
 十月二十四日  
 十月二十五日  
 十月二十六日  
 十月二十七日  
 十月二十八日  
 十月二十九日  
 十月三十日  
 十一月一日  
 十一月二日  
 十一月三日  
 十一月四日  
 十一月五日  
 十一月六日  
 十一月七日  
 十一月八日  
 十一月九日  
 十一月十日  
 十一月十一日  
 十一月十二日  
 十一月十三日  
 十一月十四日  
 十一月十五日  
 十一月十六日  
 十一月十七日  
 十一月十八日  
 十一月十九日  
 十一月二十日  
 十一月二十一日  
 十一月二十二日  
 十一月二十三日  
 十一月二十四日  
 十一月二十五日  
 十一月二十六日  
 十一月二十七日  
 十一月二十八日  
 十一月二十九日  
 十一月三十日  
 十二月一日  
 十二月二日  
 十二月三日  
 十二月四日  
 十二月五日  
 十二月六日  
 十二月七日  
 十二月八日  
 十二月九日  
 十二月十日  
 十二月十一日  
 十二月十二日  
 十二月十三日  
 十二月十四日  
 十二月十五日  
 十二月十六日  
 十二月十七日  
 十二月十八日  
 十二月十九日  
 十二月二十日  
 十二月二十一日  
 十二月二十二日  
 十二月二十三日  
 十二月二十四日  
 十二月二十五日  
 十二月二十六日  
 十二月二十七日  
 十二月二十八日  
 十二月二十九日  
 十二月三十日

規格 B5

研-0655



第	第
號	號
送	送
受	受
月	月
日	日

入  
割  
方  
決  
定  
内  
容  
同  
電  
文  
ノ

ロ  
リ  
レ  
リ  
ル

[Faint vertical text in columns, mostly illegible]

研-0655

0:189



供覽

管植第 三 號

(國定規格B5(12×17.5))

管理局長

殖産課長

技 術 課 長

理 事 官

事 務 官

電 報 訳 文 (二〇四四)

台 灣 食 糧 部 長

管 理 局 長 殿

管 理 米 買 入 実 績 ノ 件 報 告

二 月 中 一 九 年 一 期 四 八 六 四 八 袋 二 〇 四 五 五 石

二 期 五 七 八 六 二 六 袋 二 四 三 〇 三 五 石

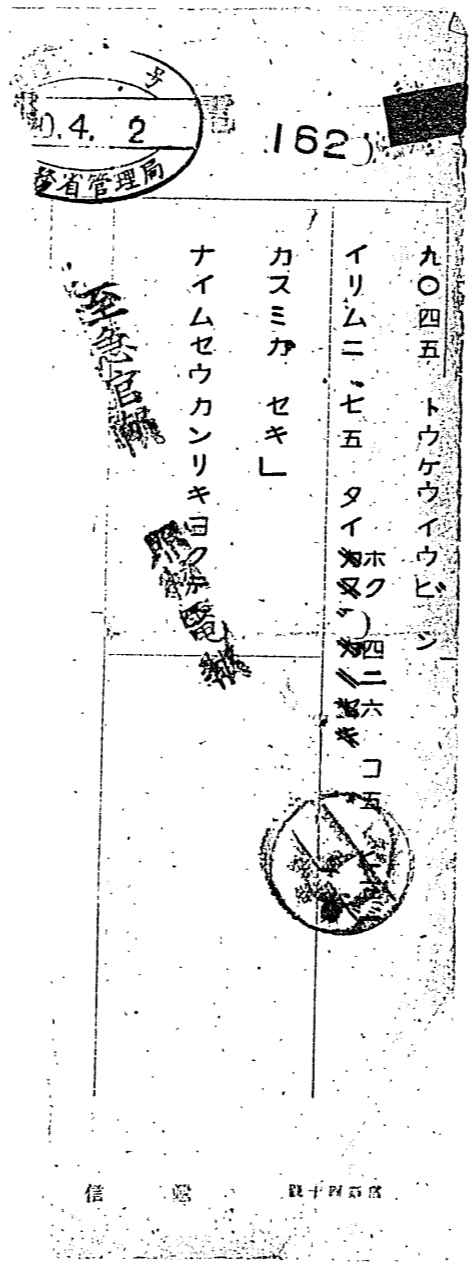
計 一 〇 五 六 五 一 四 袋 二 五 五 四 五 五 石

(註) 別 表 参 照

大 日 本 帝 國 政 府

研-0655

0190



研-0655



大日本帝國政府

区	昭和十九年度		昭和二十年度		比較増減
	大正二十九年上期	計	十九年一期	十九年二期	
前年十一月	四八六三	五〇六八	二四九五	一九五八	△三二一九
十二月	五六七〇	五七五三	一〇五五	三三九七	三五八一
當年一月	四五八七	三〇七四	三〇二八	三三九七	六二八七
二月	四二二	三九四六	二〇四三	二四三〇	△一三〇四
合計	五〇三八	四八六八	三〇七七	三二八二	△一四三三

昭和十九年度米穀年度平均米穀買上状況 (単位: 千石) (二〇、四、四)

備考  
第三期作米買上計画及前年二期作米トノ比較ハ  
別表ノ如シ

(國定規格B5 12×17.5)



大日本帝國政府

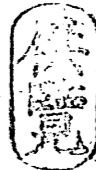
月別	買上計画		比較増△減	備考
	昭和十九年二期作米	昭和十八年二期作米		
計	一五七、一九八七	一、一四九、五七一	△四三、三二四	
二月	三九、〇四五六	二四、三〇三三	△一四、七五三	
一月	三〇、七七八四	三三、七五三	△三、九六九	
十二月	二七、九七五二	三三、九七四一	△五、九九九	
十一月	五〇、三六八五	一九、〇五八八	△三一、三〇九七	
十月	九、三一〇	三、四六六	△五、八四四	
月別	十八年二期作米	十九年二期作米	比較増△減	
計	二六、七、八九〇	二、四、九、五七	△二四、二八一	
昭和十九年二期作米	二六、七、八九〇	二、四、九、五七	△二四、二八一	
昭和十八年二期作米	二六、七、八九〇	二、四、九、五七	△二四、二八一	

台湾二十九年第二期作米買上状況 (単位: 千石)

備考

(圖定規格 三三×二五七)





大日本帝國政府

管殖第3号

事務官

殖産課長 佐々木

技師官

電報訳文 (三〇三九)

技師

食糧部長

管理局長 宛

管理米買入実績、件報告

一月中一九二一年一期

七三〇六袋

三〇、二八五石

二期

八、八四〇袋

三四、七五三石

計

八九、〇五五袋

三、七四〇三石

斗 = 42

(註) 別表参照

(國定規格B6ハニキ七種)

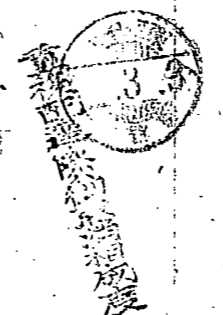
報 電 1912

送 信 通 過 番 號

信 送  
午 時 分  
者 信 送  
者 校 照

Vertical text columns, possibly containing the message content or routing information.

九〇五〇  
イリ  
コ  
電 報 局 長 官  
電 報 局 長 官  
電 報 局 長 官



電 報 局

2121

(約中府・十・大)

省 信 遞 臺 北

研-0655

0:95

昭和十九年米穀消費及前年米穀消費上状況

二〇三、五  
単位：千石

前年十一月	昭和十九年米穀消費		昭和二十年米穀消費		比較増減
	十一月	計	十一月	計	
一四八、六三七	一四九、〇三二	一四九、〇三二	一四九、〇三二	一四九、〇三二	△一、三九
三、七〇三	三、七〇三	三、七〇三	三、七〇三	三、七〇三	△一、三九
一八、九七一	一八、九七一	一八、九七一	一八、九七一	一八、九七一	△一、三九
一、〇九〇、三二一	一、〇九〇、三二一	一、〇九〇、三二一	一、〇九〇、三二一	一、〇九〇、三二一	△一、三九
一、七九、九三八	一、七九、九三八	一、七九、九三八	一、七九、九三八	一、七九、九三八	△一、三九
三、九〇、三二一	三、九〇、三二一	三、九〇、三二一	三、九〇、三二一	三、九〇、三二一	△一、三九
一、〇九、〇三二	一、〇九、〇三二	一、〇九、〇三二	一、〇九、〇三二	一、〇九、〇三二	△一、三九
一、九〇、三二一	一、九〇、三二一	一、九〇、三二一	一、九〇、三二一	一、九〇、三二一	△一、三九
一、七九、九三八	一、七九、九三八	一、七九、九三八	一、七九、九三八	一、七九、九三八	△一、三九
三、九〇、三二一	三、九〇、三二一	三、九〇、三二一	三、九〇、三二一	三、九〇、三二一	△一、三九
一、〇九、〇三二	一、〇九、〇三二	一、〇九、〇三二	一、〇九、〇三二	一、〇九、〇三二	△一、三九
一、九〇、三二一	一、九〇、三二一	一、九〇、三二一	一、九〇、三二一	一、九〇、三二一	△一、三九

備考  
 前年米穀消費及前年米穀消費上状況  
 別表ノ如シ

大日本帝國政府

(折上り規定規格57×21×235種)

研-0655

0:96

各埠一月份第二期作米買上状況

(単位: 千石)

買上計画	一月份実績	今上比率
昭和三十九年二期作米 三六〇九、〇〇石	九四六、五四八石	三四、七
昭和三十八年二期作米 三六七八、九九〇石	二八一、五三一石	四四、一
比較増△減	△一七四、九八三	△九、四

備考

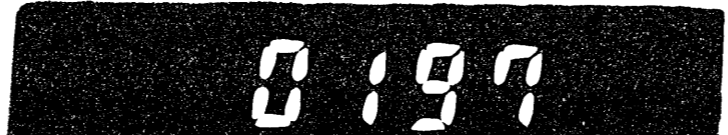
一月份買上実績(左ノ如シ)

一月份	二月份	三月份	四月份	五月份	六月份	七月份	八月份	九月份	十月份	十一月份	十二月份
二八、二〇石	九、三〇石	五、〇〇石	五、〇〇石	五、〇〇石	五、〇〇石	五、〇〇石	五、〇〇石	五、〇〇石	五、〇〇石	五、〇〇石	五、〇〇石
十九年二期作米	十九年二期作米	十九年二期作米	十九年二期作米	十九年二期作米	十九年二期作米	十九年二期作米	十九年二期作米	十九年二期作米	十九年二期作米	十九年二期作米	十九年二期作米
比較増△減	比較増△減	比較増△減	比較増△減	比較増△減	比較増△減	比較増△減	比較増△減	比較増△減	比較増△減	比較増△減	比較増△減

大日本帝國政府

米穀報告書

(折上り商定規格 昭和三十九年二期)





稅

大日本帝國政府

台灣米穀第三期作米買上状況

區分	買上計畫		買上実績		比率	備考
	計	現行	計	現行		
昭和十九年上期作米	二六〇九〇〇〇	二六〇九〇〇〇	五六二七九五	五六二七九五	二一六	
昭和十八年上期作米	二六七八九九〇	二六七八九九〇	八七三七四七	八七三七四七	三六三	
比較増△減	△六九九九〇	△六九九九〇	△三一〇九五	△三一〇九五	△四・七	
備考						
月別買上状況左ノ如シ						
昭和十九年度						
前年十一月	六五、三一二		四四、〇一三		△二一、一八九	比較増△減
十二月	三一、六四五		三五、〇二六		三三、八二一	
計	九六、九六七		七九、〇三九		△一七、七二八	

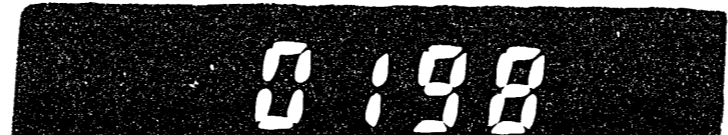
(國定規格B5(12×17.7))

管理局長

殖産課長

事務官

理事官



大日本帝國政府

管理才三身

電報訳文

(三〇一三四)

台湾食糧部長

管理局長宛

管理米買入ノ実績ノ報告シ一三月中一九二一年一期三五〇八四

袋一九二一年三期八〇九〇七袋

三三九七四一

(固定規格五二八×二五七種)

研-0655

0199

報 電

貯金通函債送

3255

借込

三六 トウケウイウビ  
 イリム 七五 夕イホ 三六七 コニ  
 トウキヨウトコウ 夕イホ チク カスミガ セキ  
 ナイムセウカンリキヨク  
 カンリキヨク  
 夕イホ  
 ツセキノケンホウコウ  
 一九ネニキ  
 シヨクシウブ  
 テウ

貯金通函



借受  
コハ、三七

昭和十五年一月二十日 電信 第四十四号

研-0655

0200

大日本帝國政府

官通才三号

電報本文 (三〇、一八)

官理局長宛

食糧部長

官理米買入ノ実績ノ件報告レニハ中一九年一期五九四二〇ハ  
袋一九年二期四五三七八一袋

(國定規格五五×三七五)

研-0655

0201

報

電

電報通達情報

75

保証

カンリマカイ  
 ツキチウ一九ネンニキ  
 シヨクレウフテウ  
 ヒニタマ  
 ツセキノケンホウコク  
 一九ネンニキ

ナイムセウカンリキヨクテウ  
 トウゲウ  
 イリハ  
 ナイム  
 ニハ  
 トウケウイウメン  
 ナイム

急電

20.1.3 内務省

20.1.3 陸軍省

五八

省 信 遞 研+研53

研-0655

0202

第164号  
20.5.2  
内務省管理局

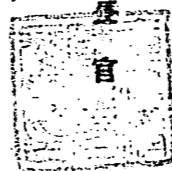


内務省管理局長

二〇食糧第九三三號

昭和二十年四月三日

食糧管理局



米穀、麥類及諸類價値ニ關スル件  
附記ノ件ニ關シ昭和二十年四月三十日附ク以テ官報告示ニ關シ  
丁部御覽此段及通知候也

研-0655

0203

農商省告示第...

號

食糧管理法第三條第二項及同法施行令第二條第一項ノ規定ニ依リ昭和二十年産米穀ノ買入價額左ノ額定ム

昭和二十年四月三十日

農商大臣 石、黒、忠、篤

品名

一等 二等 三等 四等 五等 六等 七等 八等 九等 十等

北海道

釧路、青森、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟、富山、石川、福井、和歌山、鳥取、島根、徳島、香取、千葉、大分、宮崎、鹿児島

一等 二六〇 二等 二五〇 三等 二四〇 四等 二三〇 五等 二二〇 六等 二一〇 七等 二〇〇 八等 一九〇 九等 一八〇 十等 一七〇

一等 二六〇 二等 二五〇 三等 二四〇 四等 二三〇 五等 二二〇 六等 二一〇 七等 二〇〇 八等 一九〇 九等 一八〇 十等 一七〇

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟、富山、石川、福井、和歌山、鳥取、島根、徳島、香取、千葉、大分、宮崎、鹿児島

一 本表ニ掲グレ價額ノ玄米及精米ニ在リテハ米穀検査令ニ依リ検査(以下検査ト稱ス)ニ合格シタルニ依リ輸入、被式輸入、一重掛廻り輸入(各條第二項五ノ所。総額一箇以上四万掛元ノ二箇二重掛以上)、輸入(総額総額各二萬二ヶ所以上又は総額二萬二ヶ所以上)以上額額二萬三ヶ所以上)又は有輸入ノモノノ價額トシ、概ニ在リテハ検査ニ合格シタル價額ニ依リ輸入ノモノノ價額トス、

玄米及精米ニシテ検査ニ合格シタル一重俵入（糶廻二廻五ヶ所、  
廻一筋以上四方俵又ハ二筋二方俵以上）ノモノノ價格ハ本表ノ價格  
ヨリ六十疋當六十錢ヲ控除シタル額トス  
玄米及精米ニシテ検査ニ合格シタル前二項ニ掲グル以外ノモノノ  
前二項ノ價格ヨリ六十疋當左ノ金額ヲ控除シタル額トス  
俵入ノモノニシテ糶廻一筋二方俵ノモノ  
二十錢  
俵入ノモノニシテ糶廻二筋二方俵ノモノ  
二十錢  
俵入ノモノニシテ糶廻三筋二方俵ノモノ  
二十錢  
俵入ノモノニシテ糶廻四方俵ノモノ  
二十錢  
俵入又ハ俵入ノモノニシテ糶廻五方俵ノモノ一ヶ所ニ付  
五錢  
糶廻令施行規則第十八條第二項ノ規定ニ依リ四等ヲ増設シタル  
場合ニ於テハ四等及等外ノモノノ價格ハ前三項ノ三等ノモノノ價格  
ヨリ六十疋當十五錢、四十錢ヲ夫々控除シタル額トス  
米糶廻ノモノノ價格ハ玄米ニ在リテハ本表ニ掲グル三等ノモノノ價  
格、精米ニ在リテハ本表ニ掲グル價格外ノモノノ價格ヨリ六十疋當六  
十錢ヲ夫々控除シタル額トシ、糶ニ在リテハ本表ニ掲グル價格外ノ心  
ノノ價格トス  
糶廻ノ價格ハ本表ニ掲グル合格ノモノノ價格ニ十貫當四圓（農商大  
臣等ニ必要アリト認めル場合ニ於テ當該銘柄ニ付別段ノ額ヲ定ムル  
ルトキハ其ノ額）ヲ加算シタル額トス  
一 一 掲グル價格ハ政府ガ生産者ヨリ買入ルル場合ノ生産額保補給  
金ヲ含ミタル價格トシ、土地ニ付權利ヲ有シ小作料トシテ米穀ヲ受  
クル者ヨリ買入ルル場合ノ價格ハ一ニ掲グル價格ヨリ生産額保補給  
金ニ相當スル玄米及精米ニ在リテハ六十疋當十五圓、糶ニ在リテハ  
十貫當六圓八十錢ヲ夫々控除シタル額トス  
三 農商大臣米穀ノ早期供出ヲ奨励スル爲必要アリト認めルトキハ  
柄及期間ヲ定メ玄米及精米ニ在リテハ六十疋當八十錢、糶ニ在リテ  
八十貫當三十五圓ノ範圍内ニ於テ別ニ定ムル額ヲ一ニ掲グル價格ニ  
加算スルコトヲ得ルモノトス



四 本邦銀行令施行規則第十三條第一項、匯票は依り本邦銀行法及び  
 支那銀行法、匯票は一乃至三ヶ月の定期を以て發行し、満期六箇月、満期は依り  
 本邦銀行法及び支那銀行法に依り決定す。

五 本邦銀行令施行規則第十三條第二項、匯票は、一乃至三箇月、満期は依り  
 本邦銀行法及び支那銀行法に依り決定す。

六 一乃至三箇月、満期は依り本邦銀行法及び支那銀行法に依り決定す。

七 本邦銀行令施行規則第十三條第三項、匯票は、一乃至三箇月、満期は依り  
 本邦銀行法及び支那銀行法に依り決定す。

八 本邦銀行令施行規則第十三條第四項、匯票は、一乃至三箇月、満期は依り  
 本邦銀行法及び支那銀行法に依り決定す。

九 本邦銀行令施行規則第十三條第五項、匯票は、一乃至三箇月、満期は依り  
 本邦銀行法及び支那銀行法に依り決定す。

十 本邦銀行令施行規則第十三條第六項、匯票は、一乃至三箇月、満期は依り  
 本邦銀行法及び支那銀行法に依り決定す。

農商省告示第 號  
 昭和十九年十月農商省告示第千九百九十七號（昭和二十年産ノ大麥、稗麥  
 及小麥ノ買入價格指定ノ件）中左ノ通改正ス  
 昭和二十年四月三十日  
 農商大臣 石 黒 忠 篤

價格表ヲ左ノ如ク改ム  
 等 級

種類	品 目	一 等	二 等	三 等	等 外
大麥	正味四十五疋當	二〇六〇	二〇七〇	二〇八〇	二〇九〇
	正味五十五疋當	二四四〇	二四二〇	二四〇〇	二三八〇
稗麥	正味六十疋當	二二〇〇	二一七五	二一五〇	二一三〇
	正味六十疋當	二二〇〇	二一七五	二一五〇	二一三〇
小麥	正味六十疋當	二二〇〇	二一七五	二一五〇	二一三〇

附記一ノ第二項中「三十五錢」ヲ「六十錢」ニ、第三項中「六錢」  
 「十二錢」、「三錢」、「二錢」ヲ夫々「十錢」、「二十錢」、  
 「五錢」、「三錢」ニ、第六項中「三圓四十五錢」、「四圓」ヲ夫  
 々「五圓五十五錢」、「六圓五十錢」ニ、第七項中「二圓六十錢」、  
 「三圓」、「四圓十錢」ヲ夫々「四圓十錢」、「四圓八十錢」、「六  
 圓三十錢」ニ、第八項中「三十五錢」ヲ「六十錢」ニ改メ第七項但書  
 ヲ削ル

農商省告示第  
食糧管理法第十條及同施行令第十二條ノ規定ニ依リ甘藷及馬鈴薯  
ノ生産者最高販賣價格左ノ通指定シ昭和二十年五月二十日ヨリ之  
ヲ施行ス  
昭和十九年五月農商省告示第五百四十號(甘藷及馬鈴薯ノ最高販賣  
價格指定ノ件)中一生産者最高販賣價格ノ項ハ昭和二十年五月十  
九日限之ヲ削除ス  
昭和二十年四月三十日

農商大臣 石 黒 忠 藏

一 甘 藷 (十貫當)

都道府縣	等級	期							
		八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	
北海道	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
青森	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
秋田	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
宮城	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
福島	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
茨城	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
栃木	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
群馬	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
山梨	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
長野	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
石川	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
福井	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
京都	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
大阪	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

二 馬鈴薯 (十貫當)

都道府縣	等級	期							
		八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	
北海道	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
北海	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
岩手	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
秋田	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
宮城	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
福島	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
茨城	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
栃木	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
群馬	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
山梨	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
長野	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
石川	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
福井	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
京都	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
大阪	一等	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

都道府縣	等級	期							
		八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	
北海道	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
北海	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
岩手	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
秋田	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
宮城	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
福島	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
茨城	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
栃木	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
群馬	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
山梨	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
長野	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
石川	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
福井	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
京都	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
大阪	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
兵庫	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
東京	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
大阪	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
其他	合格	700	800	800	800	800	800	800	800
其他	格外	800	800	800	800	800	800	800	800

研-0655

0208

イ 本表ニ掲グル價格ハ生産者（生産者ノ團體ヲ含ム以下同シ）ガ本表ノ都道府縣内ニ於テ販賣スル場合、價格ニシテ騰元液又ハ漏湯液トス

生産者ガ政府又ハ政府ノ委託ヲ受ケ買受ケラ爲ス者以外ノ者ニ販賣スル場合ノ價格ニ付地方長官本表ニ掲グル價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シタルトキハ其ノ別段ノ額ヲ適用ス

ロ 本表ノ甘藷ノ一等、二等、等外及馬鈴薯ノ合格、格外トハ都道府縣又ハ地方長官ガ農商大臣ノ承認ヲ受ケ指定シタル團體ノ行フ検査ノ等級ヲ謂フ

本表ニ掲グル價格ハ前項ノ検査ヲ受ケタルモノノ價格ニシテ前項ノ検査ヲ受ケザルモノノ價格ハ甘藷ニ在リテハ本表ノ等外ノモノノ價格、馬鈴薯ニ在リテハ本表ノ格外ノモノノ價格ニ依ルモノトス

甘藷ニシテ都道府縣ノ行フ検査ニ依リ三等ノ表示ヲ受ケタルモノハ本表二等ノモノノ價格ヨリ十貫當七十錢ヲ控除シタル額ニ依ルモノトス

ハ 本表ニ掲グル價格ハ荷造包装費込ノ價格トス但シ甘藷ニシテ麻袋入ノモノノ價格ハ本表ニ掲グル價格ニ十貫當四十錢ヲ加算シタル額ニ依ルコトヲ得ルモノトス

ニ 繰ノ儘販賣スル場合ハ本表ニ掲グル價格ヨリ十貫當六十錢ヲ控除シタル額ニ依ルモノトス但シ容器（袋、臥、麻袋其ノ他之ニ準ズルモノ）買受人持ニテ販賣スルニ當リ賣主ニ於テ荷造スル場合ハ本表ニ掲グル價格ヨリ十貫當五十錢ヲ控除シタル額ニ依ルモノトス

ホ 北海道函館馬鈴薯及都府縣ノ行フ検査ニ依リ種子用ノ表示ヲ受ゲタル當該都府縣産馬鈴薯ニシテ二重包装ノモノハ十貫當四十錢ヲ、復式俵入ノモノハ十貫當三十錢ヲ、木箱詰ノモノハ十貫當三十錢ヲ本表ニ掲グル價格ニ加算スルコトヲ得ルモノトス

ヘ 地方長官ガ農商大臣ノ承認ヲ受ケ指定シタル地域ニ於テ生産セラ



レタル甘藷ノ價格ハ八月ニ限リ本表ニ掲グル價格ニ十貫當一圓ヲ加  
 算シタル額ニ依ルコトヲ得ルモトス  
 ト 都廳府縣ノ行フ検査ニ依リ種子用ノ表示ヲ受ケタルモノハ甘藷ニ  
 在リテハ本表ノ三月乃至七月ノ價格ニ十貫當三圓五十錢ヲ、辰鈴薯  
 ニ在リテハ本表ノ十一月乃至十二月（北海道ハ九月乃至十二月）ノ  
 價格ニ十貫當三圓ヲ加算シタル額ニ依ルモノトス但シ馬鈴薯ニシテ  
 都府縣ノ行フ検査ニ依リ秋作種馬鈴薯ノ表示ヲ受ケタルモノハ本表  
 ノ十一月乃至十二月ノ價格ニ十貫當五圓ヲ加算シタル額ニ依ルモノ  
 トス



参考

昭和十九年産米穀ノ買入価格表 (昭十九年四月二日農商省告示第五二号)

銘柄	精米 (各米種毎)		合米 (各米種毎)		精米 (各米種毎)		合米 (各米種毎)	
	換	換	換	換	換	換	換	
滋賀 舟倉	一九〇三	一九九五	九三八	九〇八	九七三	九五三	一九七五	
京都 大原 園山	一八九七	一九九〇	九三五	八〇五	九七〇	九五〇	一九七〇	
香川	一八八七	一九八〇	九三〇	九〇〇	九四五	九五〇	一九六〇	
静岡 豊田 岐阜 山形	一八八七	一九八〇	九三〇	九〇〇	九四五	九五〇	一九六〇	
秋田 山形	一八八二	一九七五	九二八	八九八	九六三	九四五	一九三〇	
岩手 宮城 福島 茨城 栃木 群馬	一八七七	一九七〇	九二五	八九五	九六〇	九四〇	一九五〇	
神奈川 山梨 長野 岐阜 愛知 徳島	一八七七	一九七〇	九二五	八九五	九六〇	九四〇	一九五〇	
長崎 熊本 宮崎 鹿児島								
青森 山梨 長野 新潟 石川 福井 岐阜 高知	一八七二	一九六五	九一三	八九三	九五八	九三八	一九四五	
北海道	一八三七	一九三〇	八九五	八七五	九四〇	九二〇	一九二〇	

大日本帝國政府

控除シタルモノトス

加算スルモノトス 一等 三〇銭、二等 一五銭

控除スル金額 四等 一〇銭 等外 一五銭 (予備等級ノ増置ニ付場合ハ)

一本表ニ掲ゲル価格ハ本表ニ掲ケル合米ニ依ル場合ニ合格シタルニ依リ複式依入又ハ以入ノモノノ価格トス

検査ニ合格シタル一俵依入ノモノノ価格ハ本表ノ価格ヨリ五錢一俵当四十五錢精米一俵 (六十姓) 当四十五錢ニ控除シタル額トス

検査ニ合格シタル前二項ニ掲ケル以外ノ依入又ハ以入ノモノノ価格ハ前二項ノ価格ヨリ一俵 (以) 当左ノ金額ヲ控除シタル額トス

依入ノモノニシテ從繩一筋ニ方掛ノモノ 一八銭  
依入ノモノニシテ從繩ヲ省略シタルモノ 十二銭

以入ノモノニシテ從繩ヲ省略シタルモノ 三銭  
依入又ハ以入ノモノニシテ桶繩ヲ省略シタルモノ 三銭

未検査五米ノ価格ハ本表ニ掲ケル三等ノモノノ価格ヨリ一俵 (以) 当四十五錢ニ控除シタル

(新上り國定規格第一八二×三七種)



額米ノ価格ハ本表ニ掲ケル格外米ノ価格、精米ノ価格ハ格外精米ノ価格ヨリ  
 方寸計当四十五錢ヲ控除シタル額トス  
 二三揚ケル価格ハ水稻米ノ額、価格トシ陸稻米ノ額、価格ハ二三揚ケル価格ヨリ  
 一俵(四)当三十錢額ノ価格ハ十錢ヲ控除シタル額トス

大日本帝國政府

昭和十一年産ノ大麥、粟、及中麥ノ買入価格表 (昭和十一年一月一日起至三月三十一日まで)

種類	量目	等級			
		一等	二等	三等	外
大麥	乙四十五斤当	一二四九〇	一二二七五	一二二六〇	一二四四〇
同	五十五斤当	一二一〇	一四、九〇	一四、七〇	一四、四五
粟	六斤十斤当	二〇、〇〇	一九、七五	一九、五〇	一九、二〇
小麦	〃	二〇、五〇	二〇、二五	二〇、〇〇	一九、七〇

(折上ノ規定規格ハニニニニニ)



甘藷及馬鈴薯(最高)販賣價格表 (昭和一九五〇年施行)  
 (農商省告示第九四〇号)  
 一 生産者最高販賣價格(十貫当)

(一) 甘藷

都道府縣		等級	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月
北海道	青森山手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、栃木、石川、福井、山梨、長野、新潟、大隅、兵庫	一等	410	370	350	330	310	290	270
		二等	370	330	310	290	270	250	230
		三等	330	290	270	250	230	210	190
その他		外	270	250	230	210	190	170	150

二 販賣業者最高販賣價格(百匁当)

(一) 甘藷

都道府縣		等級	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月
北海道	青森山手、山形、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、栃木、石川、福井、山梨、長野、新潟、大隅、兵庫	一等	410	370	350	330	310	290	270
		二等	370	330	310	290	270	250	230
		三等	330	290	270	250	230	210	190
その他		外	270	250	230	210	190	170	150

大日本帝國政府

都道府縣		等級	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月
北海道	青森山手、山形、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、栃木、石川、福井、山梨、長野、新潟、大隅、兵庫	一等	410	370	350	330	310	290	270
		二等	370	330	310	290	270	250	230
		三等	330	290	270	250	230	210	190
その他		外	270	250	230	210	190	170	150

附 10 規定價格表(六二五五種)